

⑤ 総合目標5：我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する

1. 「政策の目標」に関する基本的考え方

経済のグローバル化が進む中で、通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現し、世界経済の持続的発展に貢献するためには、国際金融システムの安定や国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。平成20年9月の米国リーマン・ブラザーズ破綻以降の金融・世界経済危機からの回復を確実なものとするためにも、国際金融システムを安定させるとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要となっています。また、貧困や地球環境問題、テロ・大量破壊兵器の拡散といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際的協力において主体的な役割を果たしていきます。特に、急速な成長を遂げているアジア地域において、環境やインフラ分野等で我が国の固有の強みを生かすこと等により、アジア全体の活力ある発展をさらに着実なものとしつつ、アジアの成長を日本の成長に結実させていきます。

2. 内閣の基本的な方針との関連

第173回国会 総理大臣所信表明演説

第174回国会 総理大臣所信表明演説

第176回国会 総理大臣所信表明演説

第171回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 総理大臣施政方針演説

第177回国会 総理大臣施政方針演説

第174回国会 財務大臣財政演説（平成22年1月29日）

第177回国会 財務大臣財政演説（平成23年1月24日）

明日の安心と成長のための緊急経済対策（平成21年12月8日閣議決定）

新成長戦略（基本方針）（平成21年12月30日閣議決定）

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）

財政運営戦略（平成22年6月22日閣議決定）

新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策（平成22年9月10日閣議決定）

円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策（平成22年10月8日閣議決定）

包括的経済連携に関する基本方針（平成22年11月9日閣議決定）

平成23年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成23年1月24日閣議決定）

新成長戦略実現2011（平成23年1月25日閣議決定）

政策推進指針（平成23年5月17日閣議決定）

パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定事項

（平成22年12月10日パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合決定）

3. 重点的に進める業績目標・施策

該当なし

4. 平成22年度の事務運営の報告

施策総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

[平成22年度実施計画]

平成20年秋の金融・世界経済危機に対する各国の協調的かつ断固たる措置の結果、世界経済及び金融の情勢は改善してきている。こうした世界経済の回復を強固なものとし、金融危機の再発を防止するとともに、世界経済の持続的な成長、国際金融システムの安定を実現し、さらに、開発途上国における貧困の問題や地球温暖化をはじめとした地球環境問題やテロ・大量破壊兵器の拡散といった問題の解決を図るため、我が国は、G20、G7等の国際会議に積極的に参画し、また、国際機関および各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。また、我が国との関係が深いアジア諸国経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組であるため、ASEAN（東南アジア諸国連合）+3（日中韓）、平成22年に我が国が議長国を務めるAPEC（アジア太平洋経済協力）等の多国間のフォーラムで主体的役割を果たしていきます。また、日中財務対話、日韓財務対話等の二国間の会議を通じて、アジア諸国等との関係を更に深化、拡大させていきます。

[事務運営の報告]

① 外国為替市場の安定に向けた取組

平成22年度においても、日常的な国際金融市場のモニタリング、各国通貨当局との意見交換や緊密な協力等を通じて、外国為替市場相場に関する情報の収集・分析を行い、その安定に向けて取り組みました。

特に、G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成22年5月、10月及び平成23年3月に開催）やG20（20か国財務大臣・中央銀行総裁会議、平成22年4月、6月、10月及び平成23年2月に開催）、金融・世界経済に関する首脳会合（G20サミット）（平成22年6月及び11月に開催）等の国際会議において、国際金融市場の動向や各国の対応等について議論を行いました。

なお、平成22年度には、為替相場の過度の変動を抑制する観点から、平成22年9月15日に2兆1,249億円、及び東日本大震災直後の平成23年3月18日のG7協調介入時に6,925億円の為替介入をそれぞれ実施しました（いずれも、米ドル買い日本円売り介入）。

② G20サミット等への参画を通じた取組

平成22年4月に開催された20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（米国・ワシントンD.C.）では、世界経済、強固で持続可能かつ均衡ある成長のための枠組み（フレームワーク）、金融規制、国際金融機関改革などについて議論を行いました。本会合では、フレームワークについて、各国の政策枠組みを踏まえた世界経済見通しを作成し、G20の目標との集合的な整合性を評価することにより、相互評価プロセスの第一段階を実施するとともに、フレームワークの具体的な目標や今後IMFが政策シナリオ案を作成する際に従うべき原則について合意しました。

6月のG20トロント・サミットの準備会合として開催された同月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（韓国・釜山）においても、世界経済、フレームワーク、金融規制、

国際金融機関改革などについて議論を行いました。世界経済については、財政の持続可能性が重要であり、各国がそれぞれの状況に即して差別化された、財政の持続可能性を実現するための、信頼に足る、成長に配慮した措置を導入する必要性が強調されました。また、国際金融機関改革については、国際開発金融機関の増資や世界銀行のボイス改革に関する合意を歓迎しました。

G20トロント・サミットでは、世界経済、フレームワーク、金融規制、国際金融機関改革、気候変動、貿易・投資などについて議論を行いました。フレームワークについて、先進国において既存の財政刺激策を遂行し、成長に配慮した財政健全化計画を作成・実施していくことに合意しました。また、先進国は、平成25年（2013年）までに少なくとも赤字を半減させ、平成28年（2016年）までに政府債務の対GDP比を安定化または低下させる財政計画を約束しました。日本については、G20として、日本の状況を認識し、新成長戦略とともに6月に発表された財政運営戦略を歓迎しました。

11月のG20ソウル・サミットの準備会合として開催された10月の20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（韓国・慶州）では、世界経済、フレームワーク、金融規制、国際金融機関改革などについて議論を行いました。本会合では、IMF改革について、IMFの資金基盤であるクォータを倍増させるとともに、新興国・途上国のIMFにおけるクォータ・シェアや理事の議席数について、各国の経済力を反映した見直しを行う改革案に合意しました。また、フレームワークについては、経済のファンダメンタルズを反映し、市場で決定される為替レートシステムに移行し、通貨の競争的な切り下げを回避すること、準備通貨を持つ国々は、為替レートの過度の変動や無秩序な動きを監視することを確認しました。さらに、過度の不均衡を是正し、経常収支を持続可能な水準で維持するために、あらゆる政策を追求すること、今後合意される参考となるガイドラインに照らして、大規模な不均衡が継続すると評価された場合には、不均衡の性質や調整の障害となっている原因を評価することに合意しました。

G20ソウル・サミットでは、危機後の世界経済のあり方等幅広い議題について議論を行いました。本会合では、G20として包括的、協力的かつ国ごとの政策行動から成る「ソウル・アクションプラン」を立ち上げ、金融政策と為替政策、貿易と開発政策、財政政策、金融改革、構造改革への取組の継続を約束しました。

平成23年2月に開催された、20か国財務大臣・中央銀行総裁会議（フランス・パリ）は、フランスが議長国となって初めてのG20であり、世界経済、フレームワーク、国際通貨システム、一次産品、金融規制などについて議論を行いました。本会合では、フレームワークについて、統合された二段階のプロセスを通じて、政策措置を必要とするような継続した大規模な対外不均衡に焦点を当てることを可能にする一連の項目を、①公的債務と財政赤字、民間貯蓄率と民間債務、②貿易収支、投資所得及び対外移転のネットフローから構成される対外バランス、とすることに合意しました。また、一次産品価格の変動について、国際機関と協働しつつ、価格変動の要因や、消費国・生産国双方への影響について検討を深めることとしました。

③ G7（7か国財務大臣・中央銀行総裁会議）への参画を通じた取組

平成22年度は、平成22年4月（米国・ワシントンD. C.）、10月に2回（米国・ワシントン、韓国・慶州）と、合計3回のG7が開催され、世界経済及び国際金融市場の混乱からの回復に向けた取組について活発に議論を行いました。また、電話会議で日頃から意見交換を行っており、平成22年5月及び平成23年3月には声明を発表しました。また、平成22年11月には、G7財務大臣による声明を発表しました。

平成22年5月の声明では、EU（欧州連合）やECB（欧州中央銀行）による措置、各国中央銀行が協力して行う措置、IMFの支援等、国際的な連携による対策を、国際社会として歓迎し、強く支持することを表明しました。

11月には、アイルランド政府による、EU及びIMFからの資金支援を要請しているとの発表や、欧州当局とIMFによる、アイルランドが財政改革計画を実施し、銀行システムを安定化するために必要な資金支援を行うとの発表を、G7財務大臣として歓迎し、支持しました。

平成23年3月には、東日本大震災後の3月18日にG7の電話会議を行い、①こうした困難な時における日本人々との連帯意識、②必要とされる如何なる協力も提供する用意があること、③日本の経済と金融セクターの強靱さへの信認を表明しました。その際、震災後の円相場の動きへの対応として、我が国からの要請に基づき、米国、英国、カナダ当局及び欧州中央銀行は、我が国とともに為替市場における協調介入に参加することに合意し、同日、我が国を含めたG7各国は為替介入を実施しました。また、為替レートの変動の過度の変動や無秩序な動きは、経済及び金融の安定に対して悪影響を与えること、為替市場をよく注視し、適切に協力することを改めて確認しました。

④ G8サミットへの参画を通じた取組

平成22年6月のサミット（カナダ・ムスコカ）では、世界経済、開発、アフリカなどについて議論を行いました。世界経済の運営に当たっては、成長確保が鍵となること、また同時に財政健全化の推進は重要であり、実施のタイミングを誤らなければ持続可能な成長の確保に資するとの認識を共有しました。また、開発について、G8各国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の中で進捗が遅れている母子保健に対する支援を強化する「ムスコカ・イニシアティブ」を打ち出し、我が国は、本イニシアティブの下、母子保健分野において、平成23年（2011年）から5年間で、最大500億円規模、約5億ドル相当の支援を追加的に行う旨表明しました。

⑤ IMFの強化に関する取組

平成20年の危機後、IMFの機能強化が求められる中、IMFは融資制度の改革や資金基盤の増強を実現し、危機予防・対処の両面で体制を強化しました。また、IMFはG20等の国際会議に際して、マクロ経済政策に関する有益な分析を提供するなど、各国・地域のマクロ経済政策の国際協調の実現に大きく貢献しました。

我が国は、理事会等の場で、危機予防の観点からIMFの融資制度を強化することを主張し、フレキシブル・クレジット・ライン（FCL：Flexible Credit Line）の改善

や予防的クレジット・ライン（PCL：Precautionary Credit Line）の創設（平成22年8月に合意）に貢献しました。

また、強化された融資機能を支えるための資金基盤については、その増強を早急に実現するため、平成25年1月が検討期限であった次回（第14次）クォータ（出資割当額）見直しを大幅に前倒しし、平成22年末にクォータ見直しを含めた包括的なIMF改革に各国が合意しました。この見直しの結果、我が国の主張を反映しIMFのクォータ資金が倍増するとともに、世界経済における加盟国の相対的地位の変化が出資割合に反映されることとなります。我が国は、このIMF増資等に応じるための「国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律案」を平成23年1月に国会に提出、同年3月に同法案の成立を得た上で、他国に先駆けてIMFに対し同意通告を行いました。

さらに、平成23年3月には、我が国を含む有志の参加国がIMFに貸付を行うための多国間の枠組みである新規借入取極（NAB：New Arrangements to Borrow）を拡大・柔軟化するためのNAB改正が発効し、資金基盤は更に拡充されました。

我が国は、IMFの低所得国支援にも積極的に貢献しており、低所得国向けに融資を行うIMF信託基金（PRGT：Poverty Reduction and Growth Trust）の融資原資拡充に貢献するため、平成22年9月にIMFとの間で18億SDR（約27億ドル）を上限とする債券購入取極を締結しました。

IMFの組織のあり方については、IMFにおける新興国・途上国の発言権を強化するため、平成22年末の包括的改革において、ダイナミックな新興国・途上国に6%以上のクォータ・シェアを移転すること、全理事を選任制とすることなどが合意されました。我が国は、この改革に関連するIMF協定改正案を平成23年3月に国会に提出したのに加え、更にIMFの正当性を高めるために、IMFの重要事項の決定に当たって加盟国の大臣の関与を高めることや、IMFスタッフの出身地域を多様化することを、国際通貨金融委員会（IMFC）等の場で主張してきました。

最後に、IMFのミッション（使命）とマנדート（権限）の見直しについては、今般の危機を受けてIMFに求められる役割が拡大している現状を踏まえ、IMFの現在の活動・今後の機能強化に一層の正当性を与えるため、「金融システムの安定」を協定上の目的に追加し、サーベイランス（政策監視）に関する規定の見直しや資本フローの分野でIMFに明確なマנדートを与えることを検討すべきとの主張をIMF理事会やIMF・世銀年次総会等の場で行ってきました。

⑥ ASEAN+3、APEC、日中韓の枠組みへの参画等を通じた取組

イ ASEAN+3財務大臣プロセスにおける地域金融協力の取組

平成22年3月にチェンマイ・イニシアティブ（CMI）のマルチ化（CMIM）契約が発効したことを踏まえ、平成22年5月のASEAN+3財務大臣会議（ウズベキスタン・タシケント）において、更にCMIMの有効性を高める方策を検討することとされました。これを受け、作業部会にIMFのスタッフを招くなど、精力的に検討を進めました。

また、地域経済の監視・分析を行い、リスクを早期に発見するとともに、CMIMの効果的な意思決定を支える常設機関である「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」について、平成22年5月のASEAN+3財務大臣会議でシンガポールでの設置等全ての主要要素について合意するとともに、早期に活動を開始するため、設立に必要な技術的な詳細の検討を進めました（注：平成23年4月にAMROが設立）。

アジア債券市場育成イニシアティブについては、我が国は、平成22年7月から共同議長として主導的な役割を担い、具体的成果を挙げることに貢献しました。平成22年11月には、ASEAN+3域内の企業が発行する社債に保証を供与し、現地通貨建ての債券発行を促進することを目的とした信用保証・投資ファシリティ（CGIF）を設立し、我が国は国際協力銀行（JBIC）を通じて2億ドルを出資しました。また、平成22年9月には域内のクロスボーダー債券取引の障害となっている各国の規制、市場慣行に関する情報収集、並びに取引慣行及び決済上のメッセージ・フォーマットの調和化に向けた検討課題の調査を進めるため、多数の官民の専門家が参加するASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）を設置し、第1回会合を東京で開催しました。

ロ 日中韓3か国の枠組みにおける取組

平成22年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、地域及び3か国の経済情勢についての意見交換を行った他、地域金融協力を3か国が引き続き緊密に協力していくことを再確認しました。

また、平成22年9月に日本を議長国として、日中韓の財務省・金融監督当局・中央銀行が一同に会する日中韓マクロ経済・金融安定化ワークショップを開催し、3か国のマクロ経済や金融市場の動向、金融システムの状況について率直な意見交換を行いました。

ハ APECの枠組みにおける地域金融協力の取組

平成22年11月に京都で開催したAPEC財務大臣会議においては、我が国が議長を務め、先進国から途上国まで、様々な経済発展段階にある域内の国々の財務大臣が一同に会す機会を捉え、高齢化が財政経済運営に与える影響とそれへの対処のありかたについて率直な意見交換を行いました。また、今後の成長戦略の柱としてのインフラ金融や、個人や零細企業向けの金融（金融包接）等について議論を行い、その成果として「成長戦略とファイナンスに関する京都レポート」を取りまとめました。

二 二国間における情報交換・意見交換等

国際的な金融危機による諸課題に対応し、アジア地域の経済回復を確かなものとするため、アジア各国当局と緊密に情報交換・意見交換を行いました。中国との間では、平成22年4月に日中財務対話を開催し、世界経済の課題、地域経済の発展、両国経済の見通し、マクロ経済政策と新成長戦略等の議題について意見交換を行ったほか、他

のアジア諸国とも意見交換を行いました。

⑦ 国際金融システムの濫用への対応

我が国は、G7、G8サミット財務大臣会合や、FATF（金融活動作業部会）における取組等への積極的な参画を通じて、国際社会における資金洗浄、テロ資金対策及び大量破壊兵器拡散防止等促進に向けた様々な作業に、貢献しました。

特に、イランについては、平成19年2月以降、累次の国連安保理決議に基づき、核開発等に関与する者に対する資産凍結等の措置を講じてきたところですが、これに加え、平成22年6月の国連安保理決議第1929号を受け、資産凍結等対象者の追加、資産凍結等措置によるコルレス関係の停止、資金移転防止強化等の措置を実施しました。

また、リビアについては、平成23年2月及び3月に採択された国連安保理決議（第1970号及び第1973号）に基づき、リビア中央銀行等に対する資産凍結等の措置を実施しました。

⑧ 途上国支援

我が国は、MDGsやODAに関する様々な国際公約の達成に向けて積極的に取り組みました。平成22年9月に開催されたミレニアム開発目標国連首脳会合では、教育及び保健の分野において平成23年からの5年間で合計85億ドルの支援を行う「菅コミットメント」を発表しました。我が国のODAについては、途上国にとって必要不可欠な経済・社会インフラの整備等のための有償資金協力を積極的に行ったほか、国際協力機構（JICA）の海外投融资について、具体的案件の実施を通じて新実施体制の検証・改善と案件選択ルールのか詰めを行う「パイロットアプローチ」の下で、平成22年度内に再開しました。

⑨ 国際開発金融機関（MDBs）の強化に関する取組

国際開発金融機関（MDBs：世界銀行グループ、アジア開発銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行、欧州復興開発銀行）は、平成20年からの世界金融・経済危機において、G20サミット等からの要請も踏まえ、融資を大きく拡大するなど、途上国の影響緩和に大きな役割を果たしてきました。

こうした融資の拡大の結果、現状の資金基盤では今後の業務運営に制約が生じることから、MDBsの一般増資が合意されました（アジア開発銀行は平成21年度中に承認済み）。併せて、世界銀行グループの国際復興開発銀行及び国際金融公社では、途上国・新興国の発言権を強化するため、出資シェアの変更等が合意されました。

また、MDBsには、低所得国の貧困削減のため、超長期・低利（又は無利子）の融資等を行う機関・基金が設けられていますが、これらの増資も合意されました（世界銀行グループの国際開発協会、米州開発銀行特別業務基金、アフリカ開発基金）。

我が国は、これらの増資にかかる国際的な議論に積極的に関与・貢献するとともに、我が国がこれらの機関等の増資に応ずるために必要な国内措置として、世界銀行グループについては各機関の加盟措置法の改正案を平成23年1月に国会に提出し同年3月に成

立を得るとともに、その他の機関については、平成22年度予算の予算総則での対応を行いました。

⑩ 地球環境問題への対応

気候変動や、生物多様性の危機等、将来の世代に重大な影響を及ぼすような地球環境問題が、国際的に大きな課題として取り上げられるようになってきています。財務省は、外務省などの関係省庁と緊密に連携して、これらの影響に脆弱な開発途上国等における環境の保全・改善のため、二国間・多国間の協力を進めました。

二国間の協力としては、インドネシアなどの気候変動対策に積極的に取り組んでいる途上国に対して、JICAを通じて気候変動対策円借款の供与を行った他、JBICを活用して、我が国の民間企業が途上国において行う環境投資を積極的に支援しました。さらに、鳩山イニシアティブを受け、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法を改正し、JBICの業務に地球環境の保全を目的とする海外における事業を促進する業務を追加し、具体的な支援を実施しました。

多国間の協力としては、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた支援に積極的に参画しました。

⑪ アジア成長戦略の推進

近年のアジア諸国の急速な成長を踏まえ、我が国のアジア市場における取引活動を拡大し、アジアの内需を日本の内需として取り込むことにより、我が国自身の成長機会を創出することが重要となっており、こうした観点から、新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略について、財務省は、関係省庁と連携しつつ積極的に推進しました。

我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援すべく、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用に取り組むとともに、平成22年4月及び11月には日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、JBICの投資金融業務の対象分野を拡充しました。また、JBICに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（注：平成23年4月に改正法が成立）。

また、CGIFの設立やABMFの設置等により、アジア債券市場の構築支援を進めるなど、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を推進しました。

施策総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

[平成22年度実施計画]

現下の経済情勢に鑑みれば、貿易拡大を通じた世界経済の成長が必要であり、関税に関する国際的な取組に積極的に参画します。

我が国としては、多角的な自由貿易体制の維持・強化のため、WTO（世界貿易機関）ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結を目指して引き続き積極的に取り組みます。財務省においては、この取組の中で、特に貿易手続の透明性・予見可能性・公平性の向上、簡素化・迅速化等を進める貿易円滑化交渉についても積極的に推進していきます。

また、貿易自由化や経済活性化を迅速に推進する等の観点から、EPA（経済連携協定）交渉を

引き続き積極的に進めていきます。

[事務運営の報告]

① WTOドーハ・ラウンド交渉への参画を通じた取組

WTOドーハ・ラウンド交渉では、平成22年6月のAPEC貿易担当大臣会合やG20トロント・サミットで、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結の追求が再確認されました。さらに、平成22年11月のG20ソウル・サミット及び横浜APEC首脳会議では、我が国を含む各国の首脳により、平成23年が極めて重要な「機会の窓」であることを念頭に、ドーハ・ラウンドを迅速かつ成功裏の妥結に導くというコミットメントが再確認されました。これを受け、同年11月下旬から12月中旬にかけてジュネーブで実務レベルの会合が開催され、交渉加速化のための今後の取り組み方などについて議論が行われ、更に、年明けの1月初旬から各交渉分野における集中的な議論が行われました。このような中、財務省は、交渉の早期妥結に向け、関係省庁と協力しつつ交渉に参画しました。特に、関税・税関制度を所管する財務省は、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進める観点から、貿易円滑化交渉を積極的に推進しました。

② EPAへの参画を通じた取組

平成21年度までに11か国との間でEPAが発効済となったことに加え、平成22年度には、インドとの間のEPAに署名し（平成23年2月）、ペルーとの間のEPA交渉が完了しました（平成22年11月）。

また、平成22年11月、「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、主要な貿易国・地域との間で、高いレベルの経済連携を進めていくこととしました。中でも、アジア太平洋地域については、現在交渉中の二国間EPA交渉の加速化、共同研究実施中のFTA/EPAの交渉開始の実現等を図ることとしました。環太平洋パートナーシップ（TPP）協定については、その情報収集を進めながら対応していくこととしました。

この「基本方針」に沿って、日豪EPA交渉の妥結に向けて取り組むとともに、日韓EPA交渉再開に向けた協議、EUとの交渉開始に向けた共同検討作業に取り組ましました。

さらに、日中韓FTA産官学共同研究を平成22年5月に開始し、モンゴルとの間では共同研究を平成22年6月に開始し、速やかな交渉開始を提言する報告書を3月に完成させました。

また、財務省は、発効したEPAの円滑な運用に重要な役割を担っており、EPAに基づく関税率、原産地規則等の適正な運用に引き続き努めました。

5. 平成21年度政策評価結果の政策への反映状況

(1) 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、G20、G7、G8等の枠組みにおける国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動対策、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行いました。また、国

際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等についての各国の理解が深まるよう取り組みました。

世界経済については、その回復は進んでいるものの、先進国と新興国で回復の速度は異なっています。先進国・新興国いずれにおいても強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するため、適切な政策措置を各国と積極的に議論しました。

国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて实体经济に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画しました。

IMFに関しては、危機の教訓を踏まえて、強化された資金基盤や融資機能を有効に活用できるよう、IMF ミッションの再定義やマンデートの見直し等のIMF改革に取り組みました。また、平成23年1月が期限とされていたIMFの次期クォータ（出資割当額）見直しに関しても、期限内の合意形成に向けた議論に積極的に参画し、平成22年末の交渉妥結に寄与しました。

アジアにおける地域金融協力の強化については、まずASEAN+3の枠組みにおいては、「ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）」に関し、シンガポールでの設置等全ての主要要素について合意するとともに、早期に活動を開始するため、設立に必要な技術的な詳細の検討を行いました。

また、域内の企業が発行する社債に保証を供与し、域内債券市場の育成に貢献する「信用保証・投資ファシリティ（CGIF）」を平成22年11月に設立し、我が国からもJBICを通じて2億ドルを出資したほか、多数の官民の専門家が参加する「ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）」を設置し、平成22年9月に第1回会合を東京で開催しました。

また、日中韓の枠組みにおいては、平成22年5月に日中韓財務大臣会議を開催し、現下のマクロ経済・金融情勢、地域金融協力、及びその他共通の関心事項について率直な意見交換を行いました。APECについては、平成22年は我が国が議長を務め、11月にAPEC財務大臣会議を京都で開催しました。

テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されているところ、G7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じました。

気候変動については、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で取りまとめられた「カンクン合意」において設立が決定した緑の気候基金に関し、その具体的な設計に向けた議論に積極的に参加しました。また、世界銀行の信託基金である地球環境ファシリティ（GEF）及び気候投資基金（CIF）を通じた途上国の気候変動支援にも取り組みました。さらに、平成21年12月に表明した鳩山イニシアティブに関し、財務省は、気候変動対策円借款を通じて途上国の気候変動対策を支援するとともに、途上国政府等が実施する地球温暖化対策プロジェクトに対してJBICが支援を行えるよう、平成22年3月に株式会社日本政策金融公庫法を改正し、民間投資の後押しを積極的に図りました。

(2) 関税に関する国際的な取組

WTOについては、ドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税・税関制度を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みました。特に、貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進しました。

EPAにおいては、交渉を積極的に推進しました。その結果、平成22年度においては、インドとの間のEPAに署名し、ペルーとの間のEPA交渉が完了しました。また、我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築するため、平成22年11月には「包括的経済連携に関する基本方針」を閣議決定し、これに沿って高いレベルの経済連携の推進に取り組んでいくこととしました。その一環として、豪州との交渉についても、妥結に向けて取り組みました。

(3) アジア成長戦略の推進（新成長戦略）

アジアを中心とする旺盛なインフラ需要に応えつつ、我が国システムの海外展開の促進をファイナンス面から支援するため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用を図るとともに、平成22年4月及び11月には日本政策金融公庫法施行令の改正を行い、JBICの投資金融業務の対象分野を拡充しました。さらに、JBICに期待される新たな役割に対応するため、更なる機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（注：平成23年4月に改正法が成立）。

また、アジアの債券市場を構築することにより、域内の豊富な貯蓄を域内の投資に活用するための環境を整備するとともに、資金調達手段の多様化を通じて日系企業等の現地通貨建てでの資金調達の円滑化にも貢献する観点から、我が国はアジア債券市場育成イニシアティブで主導的な役割を果たしました。

6. 目標を巡る外部要因等の動向

(1) 最近の世界経済の動向

最近の世界経済の動向は以下のとおりです。

○参考指標 総5-1：最近の世界経済動向

	実質GDP成長率 (%)					消費者物価上昇率 (%)				
	2006	2007	2008	2009	2010	2006	2007	2008	2009	2010
世界	5.2	5.4	2.9	-0.5	5.0	3.7	4.0	6.0	2.5	3.7
日本	2.0	2.4	-1.2	-6.3	3.9	0.3	0.0	1.4	-1.4	-0.7
米国	2.7	1.9	0.0	-2.6	2.8	3.2	2.9	3.8	-0.3	1.6
ドイツ	3.6	2.8	0.7	-4.7	3.5	1.8	2.3	2.8	0.2	1.2
フランス	2.4	2.3	0.1	-2.5	1.5	1.9	1.6	3.2	0.1	1.7
英国	2.8	2.7	-0.1	-4.9	1.3	2.3	2.3	3.6	2.1	3.3
ユーロ圏	3.1	2.9	0.4	-4.1	1.7	2.2	2.1	3.3	0.3	1.6
アジアN I E S	5.8	5.9	1.8	-0.8	8.4	1.6	2.2	4.5	1.3	2.3
中国	12.7	14.2	9.6	9.2	10.3	1.5	4.8	5.9	-0.7	3.3
途上国アジア	10.4	11.4	7.7	7.2	9.5	4.1	5.4	7.4	3.1	6.0
中南米	5.6	5.7	4.3	-1.7	6.1	5.3	5.4	7.9	6.0	6.0
C I S諸国	8.9	9.0	5.3	-6.4	4.6	9.5	9.7	15.6	11.2	7.2
サハラ以南アフリカ	6.4	7.2	5.6	2.8	5.0	6.9	6.9	11.7	10.5	7.5

	失業率 (%)					経常収支 (10億ドル)				
	2006	2007	2008	2009	2010	2006	2007	2008	2009	2010
世界	-	-	-	-	-	211.8	305.4	232.4	225.5	282.6
日本	4.1	3.8	4.0	5.1	5.1	170.4	211.0	157.1	141.8	194.8
米国	4.6	4.6	5.8	9.3	9.6	-802.6	-718.1	-668.9	-378.4	-470.2
ドイツ	9.8	8.4	7.3	7.5	6.9	188.5	253.8	245.7	167.0	176.1
フランス	9.2	8.3	7.8	9.5	9.7	-13.0	-25.9	-54.6	-51.3	-53.1
英国	5.4	5.4	5.6	7.5	7.8	-82.8	-73.0	-44.1	-37.3	-56.0
ユーロ圏	8.4	7.5	7.6	9.5	10.0	43.0	29.7	-86.7	-23.5	11.6
アジアN I E S	3.7	3.4	3.4	4.3	4.1	99.4	130.9	87.8	128.6	133.1
中国	4.1	4.0	4.2	4.3	4.1	253.3	371.8	436.1	297.1	306.2
途上国アジア	-	-	-	-	-	289.2	418.3	435.9	328.2	308.1
中南米	-	-	-	-	-	49.5	14.6	-31.2	-25.0	-56.9
C I S諸国	-	-	-	-	-	96.3	71.7	107.7	41.4	75.0
サハラ以南アフリカ	-	-	-	-	-	30.8	11.0	0.0	-21.6	-24.9

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2011. 4)

(注) アジアN I E S : 香港、韓国、シンガポール、台湾。

(2) 国際機関による経済成長率見通し

国際機関による経済成長率の見通しは以下のとおりです。

○参考指標 総5-2：国際機関による世界経済の成長率見通し

(単位：%)

	IMF (2011年4月)		OECD (2010年11月)		アジア開発銀行 (2011年4月)		世界銀行 (2011年1月)	
	2011年	2012年	2011年	2012年	2011年	2012年	2011年	2012年
世界経済	4.4	4.5	-	-	-	-	3.3	3.6
OECD諸国	-	-	2.3	2.8	-	-	2.3	2.6
アメリカ	2.8	2.9	2.2	3.1	-	-	2.8	2.9
日本	1.4	2.1	1.7	1.3	-	-	1.8	2.0
ユーロ圏	1.6	1.8	1.7	2.0	-	-	1.4	2.0
途上国アジア	8.4	8.4	-	-	-	-	-	-
中国	9.6	9.5	-	-	9.6	9.2	8.7	8.4
アジアNIE S	4.9	4.5	-	-	-	-	-	-
東南アジア	-	-	-	-	5.5	5.7	-	-
中南米	4.7	4.2	.	-	-	-	4.0	4.0
CIS諸国	5.0	4.7	-	-	-	-	-	-
サハラ以南アフリカ	5.5	5.9	-	-	-	-	5.3	5.5

(出所) IMF “World Economic Outlook” (2011.4)、OECD “Economic Outlook No.88”、アジア開発銀行 “Asian Development Outlook 2011: South-South Economic Links”、世界銀行 “Global Economic Prospects 2011”

(注1) アジアNIE S：香港、韓国、シンガポール、台湾。

(注2) 東南アジア：カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム。

○参考指標 総5-3：金融セクターにおける損失推計額の見通し (単位：億ドル)

地域	2009年10月	2010年4月
米国	10,250	8,850
英国	6,040	4,550
ユーロ圏	8,140	6,650
他の欧州先進国	2,010	1,560
アジア	1,660	1,150
合計	28,090	22,760

(出所) IMF：国際金融安定性報告書

(注1) 2007～2010年までに各地域の銀行において発生する、ローン・証券による損失額を推計。他の欧州先進国とはデンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、スイスを含み、アジアとは日本の他、オーストラリア、香港、ニュージーランド、シンガポールを含む。

(注2) 2010年4月以降、更新無し

(3) テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

国際社会の平和と安全を脅かすテロリストの活動を防止することは、国際社会全体の課題であり、テロ資金が国際金融システムを濫用する形で移転していくことを防止することも必要となってきています。財務省としては、国連安保理決議を受けて、外為法に基づき、

これまで累次にわたりテロリスト等に対する資産凍結等の措置を行ってきています。

○参考指標 総5-4：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数

	資産凍結対象	
	追 加	解 除
平成13年度	299個人・団体	6団体
14年度	72個人・団体	7個人・団体
15年度	86個人・団体	—
16年度	29個人・団体	1個人
17年度	38個人・団体	3個人
18年度	15個人・団体	1個人
19年度	11個人	15個人・団体
20年度	29個人・団体	12個人・団体
21年度	10個人・団体	15個人・団体
22年度	21個人・団体	35個人・団体
小 計	610個人・団体	95個人・団体
累 計	515個人・団体	

(出所) 国際局調査課外国為替室調

(4) 途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活する人口が1993年の1,799百万人から2005年には1,374百万人に低下する等、開発途上国全体の貧困削減については改善が見られますが、地域的な進ちよく状況は一様ではありません。

このような状況に対処するため、我が国は、開発途上国に対する多国間・二国間の協力に取り組み、開発途上国の貧困削減や安定的な経済社会の発展に貢献しています。

○参考指標 総5-5：途上国の貧困削減状況

1日1.25ドル以下で生活している人口(数)

(単位：百万人)

	1993年	1996年	1999年	2002年	2005年
東アジア・太平洋 (除 中国)	845 212	622 179	635 188	507 144	316 108
南アジア	559	594	589	616	596
欧州・中央アジア	20	22	24	22	17
中東・北アフリカ	10	11	12	10	11
中南アフリカ	317	356	383	390	388
中南米	47	53	55	57	45
合 計 (除 中国)	1,799 (1,166)	1,658 (1,215)	1,698 (1,251)	1,601 (1,238)	1,374 (1,166)

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2011

出生時平均余命

(単位：歳)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
低所得国	56	56	57	57	57
中所得国	68	68	68	69	69
高所得国	79	79	79	80	80

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2011

成人非識字率

(単位：%)

	1980年	1990年	2000年	2009年
低所得国	-	49	42	38
中所得国	-	28	20	17
高所得国	-	2	2	2

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2011

小児死亡率(1000人当たり)

(単位：人)

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
低所得国	82	80	79	77	76
中所得国	44	42	41	40	38
高所得国	6	6	6	6	6

(出所) 世界銀行 World Development Indicators 2011

(5) 地球環境問題への対応状況

地球環境問題への対応状況は以下の通りです。

○参考指標 総5-6：地球環境問題への対応状況

GEF対象分野別プロジェクト承認額

(1991年設立時から2008年までの累計額)

(単位：億ドル)

	生物 多様性	気候 変動	国際 水域	複合 分野	土地 劣化	POPs	オゾン	合 計
プロジェクト承認額	25.9	25.7	10.3	9.6	3.3	3.0	1.8	79.5
全体に占める割合	33%	32%	13%	12%	4%	4%	2%	100%

(出所) GEF Annual Report 2008

GEF地域別プロジェクト承認額

(1991年設立時から2008年までの累計額)

(単位：億ドル)

	アジア	アフリカ	中南米	地球 規模	東欧・ 中央アジア	複合 地域	合 計
プロジェクト承認額	20.5	17.3	16.5	11.1	10.4	3.7	79.5
全体に占める割合	26%	22%	21%	14%	13%	5%	100%

(出所) GEF Annual Report 2008

(6) 世界全体の貿易額及び我が国の貿易動向

平成22年世界全体の貿易額は、約15.2兆ドルであり、昨年比21.7%増加しました。

平成22年の我が国の貿易動向についてみると、

① 輸出

67兆3,996億円（対前年比24.2%増）と3年ぶりに増加しました。これは、自動車や自動車の部品等が増加したことによるものです。

② 輸入

60兆7,650億円（対前年比18.0%増）と2年ぶりに増加しました。これは原油や液化天然ガス等が増加したことによるものです。

③ 差引

この結果、輸出額から輸入額を引いた差引額については、6兆6,347億円（対前年比148.4%増）と2年連続で増加しました。

○参考指標 総5-7：世界全体の貿易額

（単位：10億米ドル）

	平成18年	19年	20年	21年	22年
貿易額（輸出）	12,112	13,993	16,097	12,461	15,238

（出所）WTO Statistics Database

○参考指標 総5-8：輸出入額及び貿易バランス（対GDP比を含む）の推移

（単位：億円、%）

	平成18年	19年	20年	21年	22年	対前年比 伸率
輸出額 （対GDP比）	752,462 (14.8)	839,314 (16.3)	810,181 (16.0)	541,706 (11.5)	673,996 (14.1)	24.4%
輸入額 （対GDP比）	673,443 (13.3)	731,359 (14.2)	789,547 (15.6)	514,994 (10.9)	607,650 (12.7)	18.0%
差引額 （対GDP比）	79,019 (1.6)	107,955 (2.1)	20,633 (0.4)	26,712 (0.6)	66,347 (1.4)	148.4%

（出所）財務省貿易統計、内閣府GDP統計

（注1）輸出入額の対GDP比は、「輸出入額/名目GDP」で算出。

（注2）平成21年の名目GDPは、第2次速報ベース。

（7）関税負担率の推移とその国際比較

関税率の水準を示す代表的な指標としては、関税負担率（関税収入額の総輸入額に対する比率）があります。我が国の関税負担率は、国内産業保護の必要性にかんがみ比較的高い関税率が設定されている品目がある一方で、無税品目も多いため、低い水準となっています。ウルグアイ・ラウンド合意に基づく関税率の段階的引下げに加え、近年は、EPAの推進等により、年々低下する傾向で推移してきましたが、平成21年度においては、一般機械等無税品の輸入額の減少により、前年度より0.2%高い1.4%となっています。

参考指標 総5-9のとおり、先進国との比較において、我が国の関税負担率は低い水準と

なっています。

(注) ウルグアイ・ラウンド：GATT（関税及び貿易に関する一般協定）の下で、1986年から1994年にかけて行われた包括的な多角的貿易交渉をいいます。

○参考指標 総5-9：関税負担率の推移とその国際比較 (単位：%)

年度	2004 (平成16)	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)
日本	1.7	1.5	1.4	1.3	1.2
米国	1.7	1.6	1.5	1.5	1.4
EU	1.5	1.5	1.4	1.4	1.2
カナダ	0.8	0.9	1.0	1.0	0.9
オーストラリア	3.5	3.0	3.1	3.0	3.3
韓国	2.7	2.4	2.4	2.7	1.9

(出所) 関税局関税課調

(注1) 年度は各国の会計年度（但し、EUは暦年）。

(注2) 関税負担率=関税収入額/総輸入額。

(注3) 諸外国の負担率については、OECD「REVENUE STATISTICS」及び「Monthly Statistics of International Trade」を基に計算したものである。

(注4) EUの負担率は域外からの輸入額に係るものであり、関税収入額には農産品に対する輸入課徴金を含む。
なお、EUの2004年から2007年までの数値は、EU加盟国のうち、OECDに加盟している19か国の各年における関税収入額と域外からの輸入額を用いて計算した関税負担率である。

(8) 地域貿易協定の年次別推移

WTOへの通報に基づく地域貿易協定の発効件数は平成5年時点では29でしたが、平成22年時点では合計193に達するなど急速に増加しました。

○参考指標 総5-10：地域貿易協定の年次別推移

	平成5年	10年	15年	20年	22年
地域貿易協定の数（累計）	29	64	109	165	193

(出所) Regional Trade Agreements Notified to the GATT/WTO and in Force (WTO) に基づき関税局調

(注) 件数はGATT/WTOへの通報に基づく発効件数（EU加盟国間に存在した協定を含まず、22年については7月31日時点）。ただし重複して通報されているサービス協定及び既存の貿易協定への加盟協定は除く。

7. 今後の政策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

総合目標5 我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 総5-1 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進

改善・見直し

廃止

施 策 総5-2 国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組

引き続き推進

改善・見直し

廃止

(2) 企画立案に向けた提言

① 世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への取組

我が国は、今後とも、G20、G7、G8等の枠組みにおける国際会議への積極的貢献を通じて、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定、開発・貧困削減、気候変動、アジアにおける地域金融協力の強化やテロ資金対策等の諸問題への取組を行います。

世界経済については、その回復は進んでいるものの先進国と新興国で回復の速度は異なっています。先進国・新興国いずれにおいても強固で持続可能かつ均衡ある成長を実現するため、適切な政策措置を各国と積極的に議論していきます。国際金融システムの安定については、金融資本市場の混乱が、信用収縮等を通じて実体経済に悪影響を及ぼし、世界的な景気後退を発生させたことを踏まえ、このような危機を克服し、再発を防ぐための取組に積極的に参画します。

また、国際会議等の場で、日本の経済・金融情勢等について、各国の理解が高まるよう取り組みます。特に、東日本大震災について、我が国からの輸出品への風評被害に関して冷静な対応を呼びかけ、これまで通りの我が国へ訪問を要請するとともに、復旧・復興と財政健全化目標の達成の両立への取組を説明していきます。

IMFに関しては、危機予防・対処の両面からIMFが引き続き重要な役割を果たせるよう、我が国は、融資機能の更なる改善やサーベイランス機能の強化についての議論に積極的に参画していきます。さらに、新しいNABの主要貢献国として、またIMFとの間の最大1,000億ドル相当の融資契約の維持を通じ、我が国はIMFの資金基盤の拡充・確保を支援していきます。また、IMFの活動や今後の機能強化に一層の正当性を与えるべく、IMFのミッションの再定義・マンデートの見直しを含むIMF改革に今後とも主体的に取り組みます。

アジアにおける地域金融協力の強化については、ASEAN+3財務大臣プロセスにおいて、ASEAN+3マクロ経済リサーチ・オフィス（AMRO）が早期に十全な活動を行うことができるよう協力していくとともに、AMROの機能強化に向けて検討を進めていきます。また、アジア債券市場育成イニシアティブを通じて、クロスボーダー債券取引の促進に向けた取組等を進めるとともに、地域金融協力の中長期的な課題について引き続き積極的に議論を進めていきます。APEC、ASEMなどの地域協力の枠組みにおいても、その特色を踏まえた地域協力への取組を推進していきます。

テロ資金対策については、各国がFATF勧告に則った取組を進める一方で、テロリスト等が取組の脆弱な部分を悪用する可能性が指摘されており、今後ともG7の協調等を通じて国際的な対策を積極的に講じます。

ODAについては、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するため、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、効果的かつ効率的な資

金協力等を実施していきます。

MDBsについては、主要出資国として業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念をMDBsの政策に反映させるとともに、我が国の開発援助にMDBsの専門的知見や人材を活用していきます。また、各機関相互や他の援助主体との間の協調・連携の推進、重点分野の明確化、結果を重視した援助の取組、援助効果の評価の推進を図ることにより、支援の効率性・有効性を高めるMDBsの取組を積極的に支援していきます。さらに、IMFやMDBsにおいて、日本人スタッフの増加を含む職員の多様性確保に引き続き取り組んでいきます。

気候変動については、資金に関する国連の気候変動交渉をフォローするとともに、我が国がこれまで行ってきた二国間・多国間の支援を引き続き実施していきます。具体的には、気候変動枠組条約第16回締約国会議（COP16）で取りまとめられた「カンクン合意」により設置が決定した緑の気候基金（Green Climate Fund）について、我が国はその設計に係る議論に積極的に参画していきます。

② 関税に関する国際的な取組

WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて、関税制度・税関手続を所管する立場から、関係省庁と連携しつつ、引き続き取り組みます。特に、貿易円滑化交渉については、貿易手続の透明性の向上、簡素化等を進めるため、引き続き交渉を推進していきます。

我が国の将来に向けての成長・発展基盤を再構築するため、「包括的経済連携に関する基本方針」に沿って、市場として期待ができるアジア諸国や新興国、欧米諸国、資源国等との経済連携、とりわけ世界の主要貿易国との間での高いレベルの経済連携を積極的に推進していきます。TPP協定については、「包括的経済連携に関する基本方針」、「政策推進指針」に基づき、情報収集を継続しつつ、適切に対応します。

③ アジア成長戦略の推進（新成長戦略）

新成長戦略の柱の1つであるアジア経済戦略について、財務省は関係省庁と連携しつつ、積極的に推進していきます。

そのため、我が国システムの海外展開の促進のため、STEP（本邦技術活用条件）案件の推進を含む、円借款の一層の積極的な活用やJBICの投資金融などの枠組みの活用を通じて、ファイナンス面から支援していきます。そのうち、新成長戦略に盛り込まれている「パッケージ型インフラの海外展開」の支援等、JBICに期待される新たな役割に対応するため、機能強化及び日本政策金融公庫からの分離に向け、所要の法案を国会に提出しました（注：平成23年4月に改正法が成立）。これにより、我が国企業による海外事業展開がより積極的に行われることが期待されます。

また、アジア債券市場の構築支援を通じ、アジア域内の貯蓄をアジアの成長に向けた投資につなげるための取組を更に推進していきます。